

請 願 一 覧 表

(令和7年第1回定例会)

【6月議会】

秋田県議会事務局

総 括 表

委 員 会 名	継 続	新 規	小 計
総務企画委員会	0	1	1
福祉環境委員会	0	0	0
農林水産委員会	0	0	0
産業観光委員会	0	0	0
建設委員会	0	0	0
教育公安委員会	0	1	1
合 計	0	2	2

総務企画委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
請18	新	「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択について	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	5	

福祉環境委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
		なし			

農林水産委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
		なし			

産業観光委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
		なし			

建設委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
		なし			

教育公安委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
請17	新	ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択について		9	

受理番号	請 1 8	提出者	住所	■■■■■■■■■■
受理年月日	R 7 . 5 . 30		氏名	■■■■■■■■■■
新規・継続	新			
紹介議員	櫻田憂子、加藤麻里、加賀屋千鶴子、佐藤光子			
件 名	「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択について			
要 旨	【請願事項】 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を採択すること。			
	【請願理由】 人の人生において氏名はその人自身を表すものであり、人格の一部となっている。しかしながら、婚姻の際には、そういった氏名の氏（うじ）、姓を、どちらかが変えなければならないというのが日本の制度である。そして、姓を変えるのは約 9 5 %、ほとんどが女性の側となっている。これは、民法第 7 5 0 条が、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めて夫婦同姓を義務付けており、婚姻後もそれぞれが婚姻前の姓を称することを希望する夫婦の婚姻を認めていないということによるものである。 しかし、冒頭に申し上げたとおり、氏名はその人の人格の一部となっているもので、自分の意思に反して変えることが強制されるようなものではないはずである。この点については最高裁判所も、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成する」（1 9 8 8 年 2 月 1 6 日最高裁判決）としており、このような判断からしても「氏名の変更を強制されない自由」は、人格権の重要な一内容として憲法第 1 3 条によって保障されている。とするならば、民法第 7 5 0 条は、婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制約しているのだから、憲法第 1 3 条に反すると言える。 また、そもそも夫婦が同姓にならなければ婚姻できない、とすることは、憲法第 1 3 条の自己決定権として保障される「婚姻の自由」を不当に制約するものである。さらに言えば、夫婦別姓を希望する人は、自己の信条に反し夫婦同姓を選択しない限り婚姻できないということになるのだから、そのような考えの人が婚姻の効果を享受できないというのは、憲法 1 4 条 1 項に定める「法の下での平等」にも反するものである。 一方、婚姻に関する憲法上の規定としては、第 2 4 条がある。 同条第 1 項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条第 2 項は「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」としている。これは、婚姻における両性の平等を定めるとともに、婚姻や家族に関する法律を作る際には、憲法第 1 3 条及び第 1 4 条第 1 項の趣旨が反映されるべきものとしている。 しかしながら、現行法制度のもとでは、冒頭に述べたとおり、新たに婚姻する夫婦のうち約 9 5 % で女性が改姓しており、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪うものとなっている。また、先ほど指摘した、憲法 1 3			

要 旨	条の自己決定権の一つである「婚姻の自由」や「氏名を強制されない自由」が不当に制約されるという点からも民法第750条は、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課すもので、憲法第24条にも反するものである。 また、強調しておきたいことは、世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務付けている国は、日本のほかには見当たらないということである。この点は政府も国会答弁で認めている。 そして、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）では、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされており、日本が採用する夫婦同姓を義務付ける法制度は国際的にも批判がなされている。 国連女性差別撤廃委員会からは、本年10月にも、日本政府に対して女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備をとの勧告がなされた。このような勧告は実にこれで四度目である。 そして、国際人権（自由権）規約委員会からも、2022年11月の総括所見で、民法第750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている、との懸念が表明された。 日本でのこれまでの法改正の試みとしては、1996年に、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過しているという状況である。なお、2015年12月16日の判決や2021年6月23日の決定で最高裁判所が民法第750条を合憲としているが、これらの判断は、選択的夫婦別姓制度の導入を否定したものではないということに留意すべきである。夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したもののなのである。 近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書が採択されている。また、経済団体等からも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、同様の要望・提言が出されている。私たちの社会で多様性（ダイバーシティ）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりしている。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できない。 国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、これを速やかに是正すべきである。それは同時に、婚姻を望む人の選択枝を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものでもある。 以上の理由から、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入すべきと考える。そこで、別紙意見書を採択していただきたく請願を行った。
審査結果	

【現 況】

1 国の見解等

法務省では、選択的夫婦別氏制度の導入は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国民の理解のもと進められるべきとの見解を示している。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、選択的夫婦別姓制度について、「家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史も踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている。

また、旧姓使用の拡大については、同計画では、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことが明記され、令和元年の住民票やマイナンバーカード、印鑑登録証明書、運転免許証に加え、令和3年からはパスポートへの旧姓併記が認められている。

2 民法改正に向けた動き

平成8年2月に法務大臣の諮問機関である「法制審議会」が、選択的夫婦別氏制度も含めた民法改正案要綱を答申した。

平成21年には国連女子差別撤廃委員会において、差別的な民法の規定の改正を勧告する内容が示されたが、その後の平成23年5月の民法改正において、これに関連する内容は盛り込まれなかった。

平成27年12月16日の最高裁大法廷は、夫婦同姓とする民法の規定に男女の不平等はなく、家族が同じ姓を名乗るのは日本社会に定着しているとして合憲との憲法判断を初めて示した。ただし、この判決は選択的夫婦別姓を合理性がないと判断したものではなく、この種の制度のあり方は「国会で論じ判断すべき」という姿勢を一貫して示しており、令和3年6月23日の最高裁大法廷も同様の判断をしている。

本年5月30日の衆議院法務委員会では、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党がそれぞれ提出した選択的夫婦別姓に関連する法案の審議が始まった。同委員会で選択的夫婦別姓制度に関する法案の審議が行われるのは、平成9年以来、28年ぶりとなるが、与党側は、法案を提出せずに法案の審議に臨んでいる。

3 国の世論調査の結果

内閣府が実施している「家族の法制に関する世論調査」には、選択的夫婦別姓制度の賛否についての設問があり、その結果は次のとおりである。昭和62年時は、選択的夫婦別姓に対しては、反対の意見が多かったが、その後、徐々に賛成の意見が増加しており、直近の令和3年時の調査では賛成と反対が拮抗している。

	賛成	反対	備 考
1987（昭和62）年	13.0%	66.2%	
1996（平成8）年	32.5%	39.8%	
2001（平成13）年	42.1%	29.9%	通称使用を容認23.0%と合わせて初めて賛成派が過半数を超えた。 20～30代は男女とも51～2%が別姓に賛成となっている。
2006（平成18）年	36.6%	35.0%	
2012（平成24）年	35.5%	36.4%	
2017（平成29）年	42.5%	29.3%	
2021（令和3）年	28.9%	27.0%	賛成「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」 反対「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」

4 経済団体の意見

公益社団法人経済同友会は、令和5年3月に、夫婦同姓が女性の職業活動上の不利益など経済社会に影響を及ぼすことや、個人の尊重と両性の実質的平等、多様な家族形態を認める社会の必要性に鑑み、選択的夫婦別姓制度の導入の早期実現に向けた要望書を国に提出した。

また、令和5年6月には、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は、女性活躍の着実な進展に伴い、旧姓使用による弊害が生じていることや、現在の夫婦同氏制度が女性に相当程度の改姓による不都合を与える「間接差別」に当たる可能性があるとの指摘もあることを受け、選択的別姓制度の導入などを盛り込んだ提言書を公表した。

備 考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
-----	--	-------------------	----------

受理番号	請 1 7	提出者	住所	
受理年月日	R 7 . 5 . 30		氏名	
新規・継続	新			
紹介議員	加藤麻里、櫻田憂子			
件 名	ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択について			
要 旨	【請願事項】 - 子どもたちの教育環境改善及び教職員の働き方改革並びに長時間労働是正のために、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 - 高等学校での35人学級を早期に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。 - 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。 - 教育の機会均等と水準の維持向上をはかり、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。 - 教育課程の時数と内容の過多(カリキュラム・オーバーロード)は、子どもや教職員に過大な負担となることから、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。 - 新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、教職員の待遇改善に必要な財源措置を講ずること。 - 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成バランスの確保等の観点を中心に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。 【請願理由】 学校現場では、「貧困」「いじめ」「不登校」「カリキュラム・オーバーロード」「教職員の長時間労働」など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。 21年の法改正により、小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられた。中学校においては26年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。 秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子どもに教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところだが、義務教育費国庫負担割合は3分の1と少なく、自治体財政を圧迫している状況にある。			

要 旨	こうした観点から、2026年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願する。
審査結果	

【現 況】

- 1 全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数5,827人の改善を令和7年度予算において行っている。
- 2 令和6年12月24日の財務大臣と文部科学大臣による「教師を取り巻く環境整備に関する合意」により、令和8年度から公立中学校の1学級定員を順次35人とする事で合意した。一方、本県の県立高校では、生徒数の減少や整備計画に基づき、基本の40人学級に加え、38人や35人学級も導入されており、35人学級はより望ましい教育環境を提供するものの、現行の高校標準法では学級定員の削減は教員数の減少につながるため、教育の質を維持するためには法改正による教職員定数の改善が不可欠であることから、この点について全国高等学校長協会においても文部科学省に要望しているところである。
- 3 令和3年4月1日施行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、小学校の学級編制の標準が40人（第1学年は35人）から、5年かけて学年進行により35人に段階的に引き下げられることとなった。なお、付帯決議により、「小学校6年生までの段階的な35人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること」とされた。
- 4 平成16年度から義務教育費国庫負担制度に「総額裁量制」が導入され、財源保障と教職員定数の弾力化が図られたほか、平成18年度からは、義務教育制度についてはその根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度が堅持されつつも、費用負担について国庫負担の割合は、それまでの2分の1から3分の1へと変更された。以降大きな変更はない。
- 5 令和6年12月25日に、文部科学省が中央教育審議会へ諮問した「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」では、次期学習指導要領の改訂へ向け、「教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策」が示されている。
- 6 学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう教職調整額の水準を令和12年度までに10%に改善することとした。また、学級担任の職務の重要性や負担を踏まえた処遇改善とともに、一律支給されている義務教育等教員特別手当の見直しを図ることとした。
- 7 国・地方ともに、公務員の定年が、令和5年度から隔年で引き上げられることに伴い、定年が引き上げられる年度の退職者数が減少し、これにより翌年度の採用枠が減少する中であっても、新規採用者を一定程度確保するための特例的な措置（特例定員）が行われている。

備 考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
-----	--	-------------------	-------------------